

政策調整会議次第

日時 平成31年1月7日（月）

執行部連絡会終了後

場所 別館3階 市長公室

1 開会

2 議題

（1）朝霞市産業振興条例（案）

（2）朝霞市地域公共交通協議会条例（案）

朝霞市産業振興条例（案）の概要

1 制定理由

産業は、都市の基盤を形成する重要な要素ですが、本市の産業は、事業所の減少や空き店舗の増加等、長期的に縮小傾向といえます。

このような中、朝霞市産業振興基本計画の策定に併せ、産業振興に対する市の姿勢を内外に明らかにし、その重要性を確認するとともに、産業振興に係る機運を醸成し、地域経済の活性化を図り、豊かな市民生活の実現を目的として本条例を制定します。

2 条例の内容

本条例では、産業振興に係る理念やその担い手と役割等を明らかにします。これにより、地域ぐるみで産業振興を行う必要性等を条例を通じて明確にします。

- ・産業振興に係る市の現状認識、姿勢及び条例の趣旨を明らかにします。
(前文)
- ・産業振興を行う上での基本理念を規定します。(第3条)
- ・産業振興の担い手を市、事業者、産業団体、市民とし、それぞれの責務や役割等を規定します。(第4条・第6条～第8条)
- ・本条例と朝霞市産業振興基本計画の関係を整理し、当該計画の策定を本条例上の市の義務と位置付けます。(第5条)

3 施行日

平成31年4月1日

議案第 号

朝霞市産業振興条例（案）

本市は、「彩夏祭」に代表される市民の活力、「むさしのフロントあさか」に象徴される武蔵野の面影が残る豊かな自然、そして高い利便性が調和した緑豊かな住宅都市として大きく飛躍し、その魅力を向上させてきた。

このような朝霞の発展に呼応し、市内では様々な産業活動が営まれてきたが、社会、経済が目まぐるしく変化し、人々の意識や生活様式の多様化が進み、事業者、特に本市の産業の中核をなす小規模企業者は、厳しい経営環境に置かれている。

こうした中で、産業の振興は、独立した事業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、多様な事業者の活力ある成長発展を図るため、事業者、産業団体、市民及び市が一体となって推進される必要がある。

よって、ここに本市の産業を振興していくための理念や役割等を明らかにするため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の商業、農業、工業等の産業振興に関し、基本理念、市の責務、事業者の役割等を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって豊かな市民生活及び地域の活力の創出を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を営むものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内において事業を営むものをいう。
- (3) 産業団体 事業者の支援を行い、かつ、地域経済の活性化又は産業振興を目的とする事業者等によって組織された団体で、商工会、農業協同組合その他の団体をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 事業者、産業団体、市民及び市は、事業者の自助努力及び創意工夫を尊重しながら、相互の連携及び協働により産業振興を推進しなければならない

い。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、小規模企業者をはじめとする事業者の現状を把握し、産業振興施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、産業振興施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、埼玉県その他の関係機関の実施する施策等に関する情報の収集に努めるものとする。

4 市は、自らが発注する工事並びに物品及び役務の調達に当たっては、小規模企業者その他事業者の受注機会の確保に努めなければならない。

(計画の策定)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、産業振興施策に係る計画を策定しなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの事業活動を通じて、地域の雇用の拡大や経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、産業団体に加入するよう努めるとともに、当該団体が行う活動に協力し、及び連携するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域の一員であることを認識し、活力のある地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(産業団体の役割)

第7条 産業団体は、第3条の基本理念にのっとり、事業者が自ら経営の向上及び改善並びに円滑な事業活動ができるよう必要な支援及び環境整備に努めるものとする。

2 産業団体は、会員を増やすことにより、その組織力等の向上に努めるものとする。

3 産業団体は、自ら行う事業活動を通じ、地域経済及び地域社会に貢献するよう努めるものとする。

4 産業団体は、市が行う産業振興施策に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、小規模企業者をはじめとする事業者の振興が、地域経済の活性化及び豊かな市民生活の実現に寄与することを理解し、事業者の持続的な発展に協力するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成 年 月 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

県内市町村の中小企業振興基本条例等の制定状況

平成30年10月9日現在

1 中小・小規模企業振興基本条例 6団体

(中小・小規模企業の振興に関する基本的な理念と施策の方向を定めた条例と定義した場合)

条例名	施行日	備考
1 八潮市産業経済振興条例	平成17年12月19日	対象は農業と中小企業
2 川口市中小企業振興条例	平成22年 4月 1日	
3 戸田市中小企業振興条例	平成23年 4月 1日	
4 川越市中小企業振興基本条例	平成27年 3月17日	
5 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成29年 4月 1日	
6 日高市小規模企業振興基本条例	平成30年10月 1日	対象は小規模企業

2 商工業、中小・小規模企業の振興に関する条例 13団体

条例名	施行日	備考
1 熊谷市中小企業等振興条例	昭和52年4月	中小企業に対する具体的な助成と指導を定め、現行条例は平成17年10月1日(合併時)に施行
2 入間市商工業振興条例	昭和60年 7月 1日	中小企業に対する具体的な助成と指導を定めたもの
3 所沢市商業振興条例	平成18年 4月 1日	中小企業に特化せず、商業の振興について定めたもの
4 上尾市商業の振興に関する基本条例	平成18年 7月 1日	中小企業に特化せず、商業の振興について定めたもの
5 秩父市商工業振興基本条例	平成18年10月 1日	中小企業に特化せず、商工業の振興について定めたもの
6 春日部市商工業振興基本条例	平成19年 9月25日	中小企業に特化せず、商工業の振興について定めたもの
7 行田市商工業振興条例	平成20年 7月 1日	中小企業に特化せず、商工業の振興について定めたもの
8 蕨市商業振興条例	平成21年 4月 1日	中小企業に特化せず、商業の振興について定めたもの
9 さいたま市商業等の振興に関する条例	平成23年 4月 1日	中小企業に特化せず、商業の振興について定めたもの
10 深谷市産業振興条例	平成26年 4月 1日	中小企業に特化せず、商工業、農業、観光の振興について定めたもの
11 富士見市産業振興条例	平成27年 1月 1日	中小企業に特化せず、農商工業の振興について定めたもの
12 宮代町商工業振興基本条例	平成27年 4月 1日	中小企業に特化せず、商工業の振興について定めたもの
13 吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例	平成30年 3月14日	中小企業に特化せず、農商工業の振興について定めたもの

中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
 - 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
 - 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
 - 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数
が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。